



建築確認検査は ベターリビングにお任せください

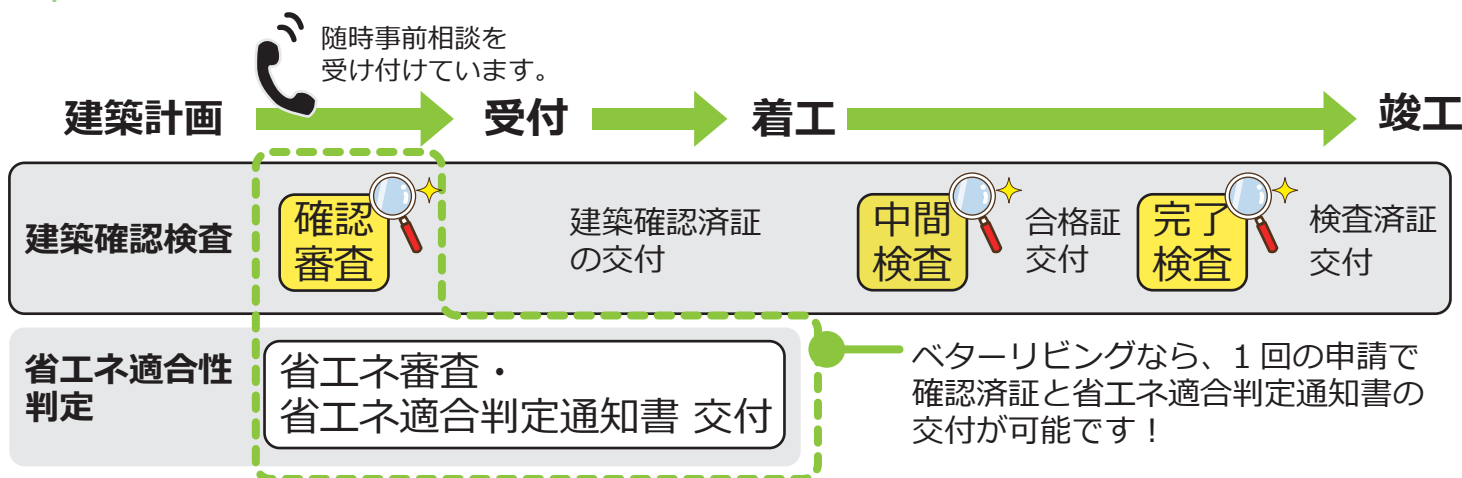


ベターリビングなら

ワンストップで効率的な審査が可能です

建築確認検査は省エネ適合性判定や住宅性能評価などと同時に審査可能です。

建築確認検査と省エネ適合性判定を同時に行う場合



2021年4月より床面積が300㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築を行う場合は、省エネ基準に適合していなければ建築確認済証の交付が受けられなくなりました。ベターリビングでの同時取得をおすすめします。

そのほか、当財団ではフラット35適合証明業務や住宅性能評価、低炭素建物新築等計画技術的審査、瑕疵担保保険業務、長期優良住宅認定の技術的審査、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価なども行っています。



同時審査メリットの例

建築確認検査と瑕疵担保保険業務、住宅性能評価業務と一緒に申請する場合、それぞれの中間検査と完了検査のすべて、あるいは一部が省略されます。



豊富な経験、つくば建築試験研究センターとも連携

経験豊富な確認検査員などが意匠・構造・設備のそれぞれの専門分野について審査を行います。当財団は、つくば建築試験研究センターを有しており、特殊な構法・工法などについての事前相談にも連携して対応いたします。

事前相談を受け付けています。いつでもお気軽にご相談ください。